

交野市シティプロモーション冊子作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月

交野市 情報マーケティング課

1. 総則

この要領は、交野市が発行するシティプロモーション冊子の作成業務を委託する民間事業者を公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 交野市シティプロモーション冊子作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3. 業務期間

契約締結日～令和6年2月29日

※期間最終日までに成果物を納品し、検査・検収を終えること。

4. 提案上限額

金 1,353,000 円（消費税含む）

5. 参加資格

次の(1)～(5)に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない。
- (2) 本プロポーザルの公告日現在、交野市入札参加資格（令和 5 年度）のうち、次のイ～ロのいずれかの登録がある。
 - イ 一般委託：デザイン企画印刷／分類コード 115
 - ロ 物品購入：活平板／分類コード 05
 - ハ 物品購入：軽印刷／分類コード 06
- (3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (4) 交野市建設工事等指名停止要綱による指名停止等の期間中でないこと。
- (5) 令和元年度以降に、官公庁が発行する冊子のデザイン及び作成業務を元請として契約を締結し、誠実に履行していること。

6. 実施日程

実施項目	日程	提出書類
公告	11月16日(木)	
参加申込提出	11月16日(木)～22日(水)	参加申出書(様式第1号)
参加資格審査通知	11月24日(金)	
質疑	11月24日(金)～27日(月)	質問書(様式第2号)
回答	11月29日(水)	
提案書等提出	11月30日(木)～12月7日(木)	業務実績調書(様式第3号) 実施体制調書(様式第4号) 企画提案書(任意様式) 見本品(任意様式) 見積書(任意様式)
提案書等審査 (プレゼンテーション)	12月12日(火) 午前 ※実施時間は別途通知。	
結果通知	12月13日<予定>	
契約締結	12月中旬<予定>	

7. 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)を提出すること。

- ・提出期間 11月16日(木) 午前9時～22日(水) 午後5時必着
- ・提出方法 メール・郵送・持参(13. 担当課宛で提出。持参の場合は開庁時間中のみ)

8. 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果を11月24日(金)にメールで通知する。その際に付す受付番号については、業務実績調書、実施体制調書、企画提案書及び見本品に記載すること。

9. 質疑・回答

本要領・仕様書に対する質疑がある場合、次のとおり質問書(様式第2号)を提出すること。

- ・質疑期間 11月24日(金)～27日(月)
- ・提出方法 メール(13. 担当課宛で提出)
- ・回答日 11月29日(水)
- ・回答方法 参加申出者全員に、質疑内容を含めメールで回答する。

10. 提案書等の提出

- ・提出期間 11月30日(木) 午前9時～12月7日(木) 午後5時(必着)
- ・提出方法 郵送もしくは持参(13. 担当課宛で提出。持参の場合は開庁時間中のみ)
- ・提出書類
 - ・業務実績調書(様式第3号) 9部(添付資料は1部)
 - ・実施体制調書(様式第4号) 9部

- ・企画提案書（任意様式。A 3で1枚程度） 9部
- ・見本品（冊子のみ。ページ数は問わない。クリアファイルは作成不要） 9部
- ・見積書 1部（任意様式）
- ・作成要領 企画提案書：仕様書の「主な掲載内容」を元に、作成する冊子及びクリアファイルの概要やアピールポイントをまとめる。
見本品：企画提案書に沿ったものであること。ページ数は問わない。
※業務実績調書、実施体制調書、企画提案書と見本品には、参加資格審査の結果通知時に付した受付番号を記載し、会社名は記載しないこと。

1 1. 提案書等の審査及び優先交渉権者の選定方法

提出された提案書等とプレゼンテーションを元に選考委員会にて審査し、最も得点の高かった者を優先交渉権者として決定する。ただし、参加者が4者を超える場合においては、予備審査として審査基準の「実績点」と「実施体制点」の合計値が高い順に4者を選出し、その者に対してのみプレゼンテーションを含んだ審査を実施する。

- ・審査日程 12月12日（火）午前
※実施時間については、12月8日（金）に通知する。予備審査を実施した際はその結果についても通知する。
- ・審査時間 プレゼンテーション 15分 質疑応答 5分
- ・出席人数 3人以内（総括責任者もしくは主担当者の出席は必須）
- ・審査基準 別紙のとおり（最高点が同点となった場合は、審査基準の「企画・デザイン力点」が高い方を優先交渉権者とする。「企画・デザイン力点」も同点となった場合は、くじにて優先交渉権者を決定する。）
- ・結果通知 12月13日<予定>に参加者全員にメールで通知する。

1 2. 注意事項

- ・本提案の作成、応募に要した経費については、提案者の負担とする。
- ・提出された書類等については、提出後の差替え、変更、削除等は認めない。また、提案者が提出した書類は返却しない。
- ・応募者が1者の場合でも、審査基準に照らして選定委員会において総合的に評価を行う。
- ・本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

1 3. 担当課

交野市役所 企画財政部 情報マーケティング課（担当：川崎・一宮）

〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1（開庁時間：午前9時～午後5時30分）

TEL:072-892-0121（内線238）

e-mail:kouhou@city.katano.osaka.jp